

第17回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会

日 時 : 平成20年4月16日 (15時00分～17時00分)
場 所 : 総務省第一特別会議室

第17回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会

平成20年4月16日（水）

【安田座長】 おそろいでございますので、時間がちょっと早いかもしれませんが、開始したいと思います。どうも皆さん、お忙しいところ、ありがとうございます。第17回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会を開催します。

本日の委員の出欠状況について、ご報告をお願いします。

【江畑市町村課長】 本日の委員の出欠状況でございますが、飯泉委員、伊藤委員、徳茂委員、遠藤委員、山本委員がご都合により欠席となっております。伊藤委員は出席の予定でしたが、急遽欠席の連絡がありました。また、岡本自治行政局長は国会等の関係でおくれてまいります。

次に、事務局から資料の確認をさせていただきます。

【望月企画官】 資料の確認をさせていただきます。2枚目に配付資料一覧がございます。資料1としまして住基ネット関連訴訟の状況。資料2としまして住基ネットの利用状況。資料3-1、3-2、3-3としまして、情報セキュリティー関係の資料。資料4-1、4-2といたしまして、住基カードの利用状況等について、資料を入れております。また資料5といたしまして、社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書のポイントというものをに入れております。

【安田座長】 資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは説明をしていただきたいと思いますけど、関連がありますし、堀部先生がお早目にとということもあるので、一括して全部ご説明をしていただいて、それから議論、質疑に入りたいと思います。

それでは、よろしくをお願いします。

【中井専門官】 それでは順次資料の説明をさせていただきます。私は本人確認情報保護専門官の中井でございます。まず、住基ネットの関連訴訟について、説明いたします。資料1のほうを順次ごらんいただきたいと思います。

まず1ページには住基ネット関連訴訟に関する判決ということで、累次出されております判決をざっと並べております。ご案内のように先日3月6日に最高裁の判決が出まして、住民票コードの削除等を求める訴訟につきましては、おおむねこれで決着がついたのかな

という感じがしております。

資料1の2ページに、住基ネット関連訴訟についてざっとまとめたものがございます。左側の箱が国が被告となっている訴訟、右側が国が被告となっていない訴訟ということでございますけども、この中で少しマークをしておりますけども、平成20年3月6日に最高裁判決で勝訴が確定したものが4件ということでございますが、この中で国が被告となっていない訴訟として挙がってきておったものが大阪高裁で一部敗訴ということで、非常に我々としては懸念しておったものでございますけども、これも逆転して勝訴ということになっております。

あと幾つも係属中のものは残っておりますが、おおむねこの方向で片づいていくのかなと思っておりますが、一つ左側の国が被告となっている訴訟の枠の中の一番下でございまして、杉並区が原告となって起こしている訴訟がございまして、これが少しカテゴリーが違っていて、住民等が起こしているものではなく、杉並区、自治体が原告となりまして、都に対する非通知の希望者以外の区民の本人確認情報を受領する義務の確認を求めるといったものがございまして、これも見込みははっきりしないんですけども、今最高裁係属中でございまして、夏ぐらいには出るのかなという状況でございまして。

3ページに行ってくださいますと、今申し上げました最高裁判決の概要を示しております。簡単に説明させていただきます。3ページの下の方から、判決概要をざっと書いてあります。憲法13条の考え方につきましては、これは何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表されない自由を有するというのが、まず確認されております。その上で、本人確認情報の秘匿性及びその管理・利用については、いずれも個人の内面にかかわるような秘匿性の高い情報とは言えないなど。その下に、住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われているものであると。

それからめくっていただきますと、4ページのほうでございまして、情報漏えいや目的外利用の具体的危険性がないということが確認されております。システム上あるいは法制度上の不備があって、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに、または正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示または公表される具体的危険が生じているということもできないと。

それから住基法30条の34等と個人情報保護法の規定の関係につきましては、本人確認情報については、住基法上の保護規定が行政機関の個人情報保護法の規定に優先して適

用されると解されるべきであって、住基法による目的外利用の禁止に実効性がないといった原審（大阪高裁判決）の判断は、前提を誤っているとはっきり指摘されております。

データマッチングの具体的危険性がないことにつきましては、刑罰をもって禁止されているとか、個人情報を一元的に管理することができる機関・主体が存在しないことなどにも照らして、住基ネットの運用によってデータマッチングの具体的危険性が生じていることはできないとされております。ここで言っていますデータマッチングというのは、法で許される範囲を超えてのデータマッチングというふうに、一応判決文の中では書かれております。

憲法判断につきましては、行政機関が住基ネットにより本人確認情報を管理、利用する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示、公表するというものはできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法13条により保障された自由を侵害するものではないというふうにされております。

5ページ以降は、その前の段階での大阪高裁判決との比較を掲げております。幾つかポイントがあったわけでございます。おさらい的になってしまいますけれども、少しかいつまんで説明させていただきます。5ページの上のほうは憲法13条の考え方。前の大阪高裁判決では自己情報コントロール権というものを、憲法上保障されているプライバシーの権利の重要な一内容になっていると。この住民のプライバシー、私生活上の平穏が侵害される具体的な危険がある場合には、自己情報コントロール権を侵害することになるというふうに、憲法13条の考え方について示されております。

5ページの下のほうでございますけれども、大阪高裁判決でも、住基ネットの行政目的の正当性及び必要性は、これを是認することができるというふうにされております。

それからめくっていただきますと、情報漏えい・データマッチング等の危険性につきまして、セキュリティが不備で、漏えいする具体的な危険があるとまで認めることはできないとされておまして、ここは最終的な判断と同じなんですけど、その後、右側の①から⑤まで示しているような、個人情報保護対策の点で無視できない欠陥があるというふうに示されたというのが、非常に大きな違いであったということでございます。

その判断に関連するといつてよろしいかと思っておりますけども、8ページには実は現在係属中の訴訟での主な主張を載せております。今回の最高裁判決においては、原告側がまだ係属中のところで主張しているところでは、愛南町等の漏えい事件の事案が考慮されておらず、判決の射程が及ばないという主張が出ております。それから愛南町等の事件では、住

基ネットに関する情報、住民票コードを含む情報が流出した。これは住基ネットによる情報流出・漏えいの具体的危険性があると言えるんじゃないかということを主張してきているわけでございます。

それに対しまして当方といたしましては、いずれの事案も各自治体が個別に整備しているシステムのデータ統合等のシステム開発を各自治体から委託された事業者、あるいは委託された事業者から再委託もあったわけでございますけれども、契約に反して住民の個人情報情報が漏えいしたというものであって、住基ネットを構成するコンピューター等から、ネットそのものから情報が流出したのではないですよということを言っております。

2つ目の白丸でございますけれども、各自治体に対しては、受託業者の契約違反の場合の厳正な措置の実施とか監督の強化、契約条項の見直し等外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策の徹底を図るよう通知を発出して、その周知徹底を図っているということ。

3つ目の白丸でございますが、既存住基システムの開発、変更、運用、保守等を外部の民間事業者へ委託する際に留意する点を中心に、告示、技術的基準の必要な追加・修正を行ったということで、外部委託契約において、民間事業者が必要な個人情報漏えい対策を行うよう徹底したというのがございます。このあたりの対応につきましては、後ほど参考資料のほうで若干触れさせていただきます。

4つ目の白丸でございますけれども、愛南町事案について、これは既に大阪高裁の別の判決でございますけれども、住基ネット自体から情報が漏えいした事件ではなく、いまだ控訴人らの情報が住基ネットを通じて漏えいするという具体的で現実的な危険性を裏付けるものではないと示されているところでございます。

ここまでの判決を見ますと、住基ネットの正当性についてもセキュリティーについても、おおむね非常に積極的に肯定していただいているなという感じはいたしますが、一方でセキュリティーが脆弱であったりとかデータマッチングの危険性が具体的にあるというふうにみなされるようになれば、この結論がひっくり返ることもあるのかなということで、その辺は肝に銘じなければいけないなと感じているところでございます。

引き続きまして9ページは、実は住基ネットはなお不参加団体があるということでございますけれども、3団体でございます。福島県の矢祭町と東京都の国立市、それから東京都の杉並区ということでございます。この3団体のうち杉並区のほうは、先ほど申しました最高裁のほうで係争中のものがございますので、これが最終的な判断が下れば何らかのアクションがあるのかなと考えております。そのあたりを国立市も矢祭町のほうも見ている

ところがあるのかなと考えられます。

それから10ページに行っていただきますと、住基ネットに関する箕面市の経緯でございます。大阪高裁の先ほどの判決の中で、一つだけ箕面市が上告をせずに判決を確定させてしまったというのがございます。結局これがその後どうなったかといいますと、箕面市のほうで検討会を設置して、大阪高裁判決を実現するにはどうすればいいのか、あるいは選択制を実施する方法などについて検討をさせたということでございます。

11ページに行っていただきますと、結局箕面市長が控訴人について、大阪高裁判決を実施しますとか、選択制を導入しますということを説明はしたんですが、最高裁判決も出まして、その後非常に悩まれたんだと思いますけども、最高裁判決に先立って紙による管理方式を実施しますということを言っておりました。これはどういうことかと申しますと、控訴人の住民票について、平成20年2月14日でございますけども、既存住基システム内にあるものから紙のものに切りかえて、控訴人だけ紙のものにして、その紙の住民票から住民票コードを削除するというので、高裁判決を実施したというふうにおっしゃったわけでございますが、非常にどういう意味があるのかなという感じはしておるわけでございます。

一方で、ネットのほうのシステムからは削除はされていない、なかなかできなかったということかと思えますけれども、最終的に最高裁判決を受けまして、3月26日にCSのサーバーにおいて住民票コードを削除することは断念せざるを得ない、控訴人以外の市民について選択制を採用することも断念すると表明されて、身動きがとれなくなっているのかなという状況でございます。

続きまして、資料2のほうに移ってまいります。資料2は住基ネットの利用状況でございます。この横紙は何度かお目にかけているものとは思いますが、ざっと見てまいりますと、1ページの右側の上のほうで、国の行政機関等に対して年間7,000万件の情報提供ということでございます。まだ取りまとめているところで速報値でございますけども、平成19年度は9,900万件に伸びている。それから地方公共団体において年間400万件の情報提供がございまして、年間1,400万件の現況届等が省略ということでございますけども、これも平成19年度見込みでは3,000万件以上の現況届が省略ということで、非常に利用は拡大しているという状況でございます。

その他にも年間約420万件の転入通知をオンライン化とか、それから点線で囲っております下の2つの箱は今後実行していくというものでございますけども、平成23年4月

からは、年金の被保険者等による住所変更等の届出を原則廃止するとか、さらに労災障害補償年金の支給事務について利用検討といった状況でございます。

2ページのほうが、「未統合記録の全体像」の推移となっておりますが、これは例の5,000万件の年金記録について住基ネットを活用しようという話がありましたので、それがどういう状況になっているかの資料でございます。

2ページの一番上に5,095万件の未統合記録というのがございますけども、その中で、社会保険庁のほうでもかなり努力はされているんだと思いますけども、突き合わせ等で説明済みのものとはできなかったものが右側・左側に分かれると思いますけども、右側のほうの解明できなかったものが、結局平成19年12月公表で1,975万件、平成20年3月公表で1,715万件となっておりますが、それについて今後の解明作業等の手順が2ページの下に出ております。

記録解明からのアプローチというのが左側にあって、右側のほうに一人一人へのアプローチとなっておりますけども、この中の左側の上でございます。住基ネットによる「生存者」「5年以内死亡者」の特定・通知というのをやろうというところで、住基ネットとの関係が出てきているという状況です。

説明がかぶりますけども、3ページの真ん中あたりで四角の番号で5となっております「今後解明を進める記録等」の解明・統合ということで、記録の内容に対応した解明作業を実施すると。平成20年度に、記録の解明の取り組みを集中的・計画的に実施し、順次絞り込みを図るとというのが、真ん中の箱の2つ目の白丸に書いてありますけども、住基ネットの活用・お知らせの送付ということで、「基礎年金番号を有していない生存者」「5年以内の死亡者」等の特定というのに使うということになっております。

4ページのほうが、そのスケジュール。5ページとあわせて、このあたりはざっとごらんいただければと思います。

住基ネットの利用状況ということで、わりとそういう年金関係が中心になりますけども、利用が広がりつつあるという状況でございます。

引き続きまして、セキュリティー対策でございます。資料3-1を御覧ください。3-1は毎回お示ししているものでございますので、今回説明ははしよらせていただきますが、この中で右側の下のその他の措置とされているところの、全市区町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導、外部の監査法人によるシステム運営監査というのがございますけども、セキュリティーが何とか形骸化しないようにというご指摘を前回、

前々回いただいておりますので、このあたりをどう強化していくかなということで検討しているところでございます。

1枚めくっていただきますと、資料3-2でございます。平成20年度、今年度の住基ネット関連セキュリティー対策の方向性ということでございます。1ページから順に説明させていただきますが、まず市町村の住基ネットのこれまでの取り組みとしましては、チェックリストによる自己点検というのをやっておりました。毎年幾つかの項目を重要点検項目として選定いたしまして、すべての市区町村において重要点検項目につきましては3点満点を達成すること、当該年度以前の重要点検項目についても、引き続き3点満点を維持することを目標として、各都道府県、総務省それからLASDECで技術的助言、指導を実施していたということがございます。

毎年7月、8月ぐらいに、こういう重要点検項目で今年はやらせてもらいますということでご報告して、12月ぐらいに結果をまたご報告するという形でやっておったわけでございますけれども、今回は特に最高裁の判決が出たということもあって4月に開催させていただいたわけでございますが、こういうことを検討しているということについていろいろご意見、ご指導をいただければと考えているところでございます。

1ページの2つ目のシステム運営監査のところでございますけれども、監査法人によるシステム監査を毎年度100団体程度実施しているという状況でございます。それから19年度においては、昨年度ですけれども、都道府県による立ち会いを一部実施したというのがございます。

それからセキュリティー研修も行っているということでございますけれども、1ページの下のほうでございます。平成20年度、今年度の取り組みの方向性として、考えているところでございます。

セキュリティー対策が形式に流されないようにするため、外部監査等における都道府県の役割を強化した以下のような取り組みを行ってはどうかということで、2ページのほうに行っていただきますと、まず、監査対象市町村の選定に当たって、先ほど100団体程度と言っておりました対象でございますけれども、これまでは基本的に手を挙げてもらっていましたが、今年度からは希望する市区町村だけでなく、都道府県のほうでこことこはやるべきだろうというところを選定してもらおうと考えております。さらに外部監査時に都道府県が原則として立ち会って、その状況を把握する。都道府県は市区町村からの監査結果の報告を受けて、必要な措置・改善計画の作成を行うように指導する。外部監査を行

っていない市町村に対しても、都道府県による実地調査等の取り組みを行ってもら。通常市町村行政の担当課が住基ネットの担当課になっていることが多いのですが、情報担当課が別にございまして、ある程度の専門性という面では高いところがございますので、その協力も得ながら行うよう促していきたい。そういうサイクルを回していくことによって、実質的かつ継続的にセキュリティー水準の向上を促していきたいと考えております。

さらにチェックリストの自己点検の結果の状況だけでなく、システム運営監査の状況についても、住基ネット調査委員会に説明させていただいて、翌年度のセキュリティー対策に反映させるという一つのサイクルを回していくということで、維持向上を図っていくという形にしていきたいと考えております。

それから今年度の重要点検項目でございますが、近年、住基ネットに直接かかわるものではないのですが、セキュリティー事故が発生している主な要因としましては、委託先あるいは再委託先からの情報流出が挙げられるということで、今年度は委託先の管理に関する項目を重要点検項目として点検を実施することとしてはどうかと考えております。

3 ページに参りますと、これは市町村の既存住基の部分でございます。先ほど少し説明させていただきましたけれども、既存住基のところでも再委託先で情報漏えいがあったということで、技術的基準の改正及び周知というのを行っております。

3 ページの下の方に、今年度の取り組みの方向性としてしましては、技術的基準の改正内容への対応状況についてフォローアップ調査等を実施していく。住基ネットと同様に、自己点検表を市町村に提示してはどうか。さらに、技術的基準の改正内容による対応のほか、市町村がセキュリティー対策のために講じている措置について、優良事例等を収集して市町村に配付するなど、市町村のセキュリティー対策に資するような方策を検討していきたいと考えております。

4 ページが都道府県についてでございます。都道府県につきましては、これまでもチェックリストの都道府県版を作成して配付しておったのですが、実はそれぞれ独自のやり方でやっているところもあるということで、点検結果の報告については求めておりませんでした。ただ、今年度の取り組みの方向性としては、都道府県においてもチェックリスト、あるいは別のやり方をやっているというのであればそれと同等のもので自己点検を行ってもらって、説明をしてもらおうかなと考えております。

さらにセキュリティー確保のために重要な項目を選定して、市町村とやっておいて、都道府県は大丈夫だろうというふうにして、あまりぎりぎりやっていたんですが、

それもやっていこうと考えております。

都道府県については、先ほど申した市町村に対してチェックに入るというのも強化していこうかなと考えておりますので、当事者意識を高めるのに随分役立つのかなという感じもしているところでございます。

5 ページは国の行政機関等についてでございます。これもチェックリストによる自己点検というのをお願いしているところでございます。

研修につきましても実施しているところでございますけども、今年度の取り組みの方向性といたしましては、地方自治情報センター等でさらに正確なセキュリティー対策の実施状況が把握できるように、国の行政機関等の中から数機関選定いたしまして、個別にヒアリングあるいは訪問等を実施していきたいと考えております。その自己点検結果も確認いたしまして、改善点を提示して、改善するように国の行政機関等に依頼していったらどうか。さらに、情報提供を受けている原局だけではなくて、各省の情報セキュリティー統括する担当課にもセキュリティー水準が保たれているかチェックするように要請を検討しております。自己点検の結果の把握、個別ヒアリング等を通じて、今後の自己点検の取り組み、チェックリストの改良等に反映していきたいと考えております。

6 ページ以下はチェックリストでございます。先ほど申しました外部委託につきましても9 ページに出ております。この外部委託に関するところを今年度の重要点検項目にしてはどうかと、考えているところでございます。

その後につけております参考資料は、既存住基に主にかかわるところで技術的基準でございます。外部に委託して処理する場合に講ずるべき措置というのを新たに章立ていたしまして、そこでかなり責任体制の明確化とか、安全セキュリティー確保のための措置、あるいは再委託の制限とか、いろいろな項目を追加的に網羅的に規定しているというところでございます。これはまた御覧いただければと思います。

申し上げましたように、最高裁で最終的な司法の判断も出たということで、非常に制度的に落ちついてくるかなという感じはいたしておりますが、やはりセキュリティーをしっかり維持向上させていくということが前提ですよということも同時に言われていると認識しておりますので、これまでいろいろな取り組みをやってまいったわけでございますけども、都道府県とかの協力も得ながら、セキュリティー向上のサイクルを実際チェックしながら回して上げていくということを考えていきたいと思っているところでございます。

セキュリティー対策についての説明は以上とさせていただきます。

引き続きまして、地方公共団体の一般的な情報セキュリティ監査、それから研修に関する取り組み状況につきまして、地域情報政策室の石川補佐のほうからお願いします。

【石川課長補佐】 地域情報政策室の石川と申します。よろしくお願いします。

では、資料3-3を御覧いただきたいと思います。表紙をめくっていただきまして、一般的にこれまでの総務省の取り組みというところを書いております。左側に制度整備とか対策の実効性確保等、それから対策のレベルアップ等ということで、大きくりのところということと、右側に年表形式で対策の一覧が載っております。

平成12年からセキュリティポリシーのガイドライン、ポリシーをつくるひな形的なものをいろいろ地方公共団体に提供してきまして、セキュリティ対策の向上に努めてまいりました。個人情報保護条例も、平成17年4月の全面施行の後の平成18年4月1日をもちまして、全地方公共団体に整備されるというような状況になっております。セキュリティポリシーのほうも、いろいろと今までガイドラインも見直しまして、まだまだ100%には実はこれは至っておりませんが、19年4月1日現在で99%近くなっております。若干まだここがされておられません。

そういうこともありまして、昨年度から私どもの懇談会の中でセキュリティのワーキンググループという部会をつくりまして、いろいろと検討しております。その中では外部委託の場合の契約書のひな形をつくらうとか、リスク分析の手法をガイドラインで示そうというようなことも行っております。これをまた今年度提供していくというようなことを考えております。

それからセキュリティの監査研修につきましては、平成15年度から支援をしております。セキュリティ監査のほうはガイドライン等をずっと示してきたんですが、平成19年7月にガイドラインの見直しをしまして、これは後にもありますが、大幅に地方公共団体のほうで監査がしやすいように項目をかなり圧縮したというような見直しもかけております。

また、セキュリティ研修につきましても、地方自治情報センターと共催で、eラーニングや高度情報セキュリティ研修というものも行っております。これも後のほうでまた出てまいります。

それからレベルアップということで、セキュリティレベルの評価という検討会も設けてまして、評価ツールを配付すると。中身的には先ほど住基ネットでありましたようなチェックリストというようなものをつくりました。

あと、一番最後なんですけど、情報・共有の分析センターということで、これもまた地方自治情報センターの中に自治体セキュリティ支援室というような組織をつくりまして、こちらは側面ではなくて実質的に地方公共団体のセキュリティーを向上させる支援をしていくという組織もつくっております。

1枚めくっていただきまして、中身を詳しく見ていきたいと思います。情報セキュリティー監査の推進ということで、左側にグラフが出ております。ここ4年の情報セキュリティー監査の実施状況を、都道府県と市町村ごとにグラフにしております。都道府県は19年で41団体ということで、まだ全団体には至っておりませんが、都道府県ではこのまま順調に全団体でやっていけると考えておりますが、問題は市町村のほうでございまして、下のほうにグラフがあるとおり3割をまだ下回っているという状況で、まだまだできていない。この辺は状況も探ってはおりますが、いろいろ聞きますと、まず今まで情報セキュリティー監査というものを実施したことがないので、どういうことをやっていいかわからないということで、それから監査というと会計の普通の監査というイメージもあるんですが、情報セキュリティーについてはどうもなじみがないので、自分たちに実力もない、人材がないというようなことで、非常になかなか苦慮しております。

そういったところも、その右側のほうにございまして総務省のほうからは、先ほどありましたガイドラインを改正したりとか、地方自治情報センターで共同で研修するとか、それから地方財政の措置をするというようなことをやっております。また地方公共団体自身も、ノウハウがない、人材がない、もう一つが予算がないというのが、なかなかセキュリティー監査の進まない実態として理由で聞くんですが、そこにつきましても自分たちで何とか工夫しようということで、職員を内部監査要員として育成する、そういう先生、講師の方を連れてきて研修に行かせるとか、ここは書いていませんが、1つの例では外部監査を先に行き、外部監査の先生に自分たちはついて回って、自分たちが実力をつける、ノウハウを外部監査の先生から盗むというような独自の取り組みもしております。

地方自治情報センターのほうでも、ずっと私ども地域情報政策室を協力しまして、セキュリティーに関するハンドブックをつくったり、情報漏えいの研修用のビデオをつくったり、また実際に監査をやるビデオもつくったりとか、なかなかビデオを見てもイメージもつかめないということもありましたので、昨年度は内部監査のアドバイザーを派遣して、実質的に監査のお手伝いをアドバイザーの監査人の方にやっていただくというようなこともやってまいりました。

1枚めくっていただきまして、ガイドラインの見直しというのを昨年の7月に行っております。先ほどもちょっと触れましたが、右側の新ガイドラインの特徴ということで、なぜ見直したかというのは、1番のところではさまざまな漏えい事件とか、政府のセキュリティーの政策の方向が変わって技術的動向もあったということで見直しまして、3番目のところなんです、大幅に監査の項目を見直しております。なかなか進まなかったところは、旧ガイドラインで975項目の中から必要なものをチェックしろということで非常に無理があったということもありまして、圧縮しまして317項目で必須を110項目という監査をしやすいような形でガイドラインの見直しをしております。

さらにもう1ページめくっていただきまして、研修の関係なんです、高度情報セキュリティー研修とeラーニングという2本立てで、15年から19年度まで行ってまいりました。そこは右のほうにグラフがあるとおり、かなりの人数が受けております。20年度はどうも高度情報セキュリティー研修のほうが予算的なもの、それからもう一つ開催の期間もなかなか長いので、地方公共団体の職員の方も出るのが大変だというようなこともありまして、もう少し工夫しようということで、eラーニングのほうに吸収合併という形をとりまして、eラーニングをもう少ししっかりとカリキュラムを増やす、それから座学の高度情報セキュリティー研修がなくなることに伴って映像をeラーニングのほうに取り込んで、映像での研修を充実させようということになりました。

一番下のほうにありますとおり5つのコースを、役職に応じてeラーニングを新しくコース分けしております。また従来あるものの中身を見直しております。このようなことで研修も充実を図るということにしております。また、地方自治情報センターが行います教育につきましても、内部監査研修というものを増やしていただいております。このようなことで、かなりセキュリティー研修をしっかりとやっていくということにしております。

最後のページですが、先ほどもちょっと触れましたが地方自治情報センターの中に自治体セキュリティー支援室というものを19年3月末に設置しまして、しっかりとセキュリティー面から実質的にサポートしようということになっております。昨年度は、先ほど申しましたアドバイザーの派遣ということで、ここにありますとおり日本セキュリティー監査協会（JASA）の資格を持つ者、もしくはそれ相応に持った方を内部監査アドバイザーとして、19年度は埼玉、茨城、福岡の中の市町村の全体8団体で試行的に実施しまして非常に好評を得まして、20年度はこれを実質的にもう少し拡大するというように予定しております。

以上のとおり情報セキュリティー監査と研修ということで、地域情報政策室からの説明を終わらせていただきます。

【安田座長】 資料4のほうもお願いします。

【望月企画官】 続きまして、資料4-1と4-2を説明させていただきます。

資料4-1でございますけども、住民基本台帳カードの利用状況ということで、2月現在ですので年度締めにはまだなっていない速報値ですが、19年度は4月から2月までの11カ月間で79万枚あまり住基カードが交付されたという状況でございます。累計になりますと、右側のほうになりますと220万7,334という数字でございます、220万枚を突破したという状況でございます。

この原因は何なのかということなんですけど、e-Taxに伴います電子申請のために公的個人認証の電子証明書をとる、その格納媒体として住基カードをとっているという状況だと考えております。

次のページの19年度の月別の交付枚数をごらんください。最初の4月、5月あたりは月平均4万4,000くらいで推移をしております、それが夏場まで続いておりました、年度後半10月から徐々に伸び出しまして、1月の段階では12万枚、2月の段階になりますと単月当たり21万6,000枚という交付枚数であるということでございます。確定申告の時期に合わせて徐々に伸びていったと。その際住基カードの品切れとかいった記事もあったわけでございますが、大きな混乱は特になく対応できているのかなという状況でございます。

次の3ページのほうが、今申しました公的個人認証サービスの電子証明書の発行枚数でございます、こちらのほうは3月まで集計が済んでおります。その中で全体としまして、薄い灰色のほうが19年度でございますが、2月のところが飛び抜けて大きくなっている。17万件というんでしょうか、それだけの証明書が出ている状況であるということでございます。

このように住基カードはそれなりに伸びてはきておりますが、まだまだ電子政府、電子自治体の基盤として使ってもらおうということから考えますと十分ではないだろうと認識しております、さらに普及を図っていきたいというのが我々の考え方でございます。

その際、多目的利用とか、いろいろそういったことを推進してきてございますけども、そういったことも引き続き推進をしながら、住基カードの普及を努めていくということでございます。

それで普及のほうですが、資料4-2を御覧になっていただければと思います。全体としましては、住基カードの考え方としまして、電子政府・電子自治体の基礎、住民サービスの向上、また住民の利便性の向上といったのは似ている部分もあるわけですが、サービス内容のそもそもの充実ということと、あと時間がかからないとかいった面と両方あるという考え方をしております。それらの表裏の関係になりますが、市区町村事務の効率化にも非常にメリットがあるという認識をしております。

住基カードの機能のところは先生方をご承知のとおりでございますので、ここは省かせていただきますが、3番目の住基カード普及のための取り組み方策ということで、1つ目が、今まで住基カードは1枚大体500円くらいという状況があったということでございますが、電子政府・電子自治体の基盤だということで、これはインフラに近いんだろうという面で、無料で交付してもらおうということを進めようと考えてございます。

実際には料金自体は市町村の条例で定めているということもありますので、政府のほうで一律に決めるわけにはいかないわけなんですけど、市町村のほうで無料化するというところに、政策的に後押しをするという観点から、無料で交付する場合につきましては特別交付税措置を厚目にしよう。従来1枚当たり1,000円という特別交付税措置をしておりますけども、これを1,500円という形にしようということで、これは今年度から実施をいたしております。

また2番目でございますけども、電子政府に直接関係あるところでe-TaxとかeLTAXといったことを引き続き推進していくというようなことを取り組むとともに、住民票の自動交付といったものを通じて住基カードを普及させ、その中でさらに電子証明書を使った申請とかに使ってってもらおうという考え方をしております。

あとは住基カードの多目的利用の推進ということで、多目的利用のセミナー等をおこなうわけなんですけども、最終的には健康保険証とかいったものにできるだけ使っていくということで、大山先生のほうで検討されております社会保障カードの利用ということも視野に入れながら検討を進めているということでございます。

また(4)でございますが、住基カードの利用機会、住民票等の交付機会の拡大ということで、コンビニエンスストアのほうで住民票の写しをとれるようにできないのかという声が非常に多うございますので、そういったことを勘案しながら対応してまいりたいと考えてございます。

以上が全体像でございますので、次のページを御覧になっていただきたいと思いますが、

先ほど申しました特別交付税措置の拡充の考え方でございます。上のほうで住基カードの普及が進んでいる市区町村ということで、3丸目になりますけども、印鑑登録証との共用化をする、もしくは高齢者福祉をする際の基礎的なカードに使うといったことを契機といたしまして、行政で使うわけだから無料でいいただろうというふうにしてやっている団体が見られる。そういうところは非常に普及が進んでいるという状況でございます。

結局、住基カードを無料化しますと交付枚数も拡大して、自動交付機とかもますます使いやすくなるという好循環が期待できるわけございまして、無料化というところの最初のアクションとして推進をするという考え方でございます。

下のほうが、先ほど申しましたが1,500円の特別交付税措置を行うということで、特に普及を速やかに図っていただくという観点から、20年度から22年度までの3カ年の措置ということで対応いたしておりまして、最終的に一般化すればまた別な措置、例えば普通交付税全般で見るとかいったことも考えられるのかなと考えているところでございます。

あと、次のページを御覧になっていただければと思いますが、これは住基カードの使い道を拡充してやっていこうということで、先ほどありましたコンビニエンスストアでの交付ということにチャレンジしてみようということでございます。この場合、コンビニエンスストアの側から見たときに、各市町村が独自に開発したばらばらのカードでは自分のところのシステム対応というのが極めて煩瑣になる、市町村のほうで共通カード化されているカードでないと困るという声もございます。また、セキュリティー水準は当然保てるカードじゃなければいけませんということがありますので、この2条件を満たすカードということで住基カードを使っていただくということを考えているということでございます。

その際に幾つか勘案しなくてはならないところがあるわけでございますが、一つは住民票の写しということで、公文書として真正が保てなくてははいけませんので、偽造防止のほうを対応する必要があるだろうということ。また、従業員を介すると個人情報の保護という面で課題になりますので、従業員を介さずに機械的な操作で全部見るということ。また、忘れた場合にちゃんと警告が発せられるというふうなことです。こういったことが課題なのかなと。こういったことをやりながら、キオスク端末と言われているコピー機とかが一緒になっているわけなんですけど、そこのコピー機能を使いまして、市町村のほうの電子データを打ち出すということで対応しようということでございます。

究極的には電子データのままで使っていくというのが電子政府全体の目標かとは思いま

すけども、まだまだ市町村が交付したというお墨つきのある紙媒体というものについては需要がございますので、それを地方公共団体の窓口まで行かなくても身近なところでとれるという方向性から、コンビニエンスストアの端末を利用した交付というものを考えていこうということでございます。先進的な自治体と組みまして検討をしたいと考えております。2009年中に実現しまして、速やかに全国普及を目指していくという方向で対応したいということでございます。

以上がコンビニエンスストアの話でございまして、次のほうが、住基カードそのものが使い勝手が悪いとかとよく言われまして、その中で筆頭に挙げられる事柄が、引っ越しの際に引っ越し手続が楽になるとよくわかるんですけども、引っ越しすると失効してしまうとすれば1回しか使えない、これは非常に煩瑣であるということを言われておりますので、引っ越ししても住基カードが使い続けるようにできないかという観点から検討を行ってまいりたいと考えてございます。

その際、免許証を参考に考えていきたいなと思っておるわけなんですけども、これは写真つきタイプの場合でございますけども、表のほうに氏名と生年月日と名前と住所が書かれてございまして、引っ越した場合に例えば新しい住所を裏書きすると。その際に市町村長の名前と公印でやってもらうということで、このような措置を講じたとき、これは強制的にやるわけではございませんので、住民からの申請に基づくということになるかと思っておりますけども、そういった場合に市町村長が相当と認めれば、一定のこういう裏書き措置を施して、それをもって交付したものとするんだということを検討していこうと。この場合、市町村長が交付したものとみなすということは法律で交付手続等を書いてございますので、法律をいじりながら対応をしていく必要があるのかなということでございます。

その際、単に裏書きすればそれで通用するということでは、不正記載、なりすまし等に使用しやすいということになりますので、そこを防ぐために、これはIC旅券とかICの運転免許証とかと同様の技術でございまして、券面の記載情報をICチップの中にも格納する。チップの中に記載された情報と券面とを参照しながら、これは偽造されていませんというのを確認するようにしたいと考えてございます。

このようにしますと、当然のことながらチップの中に入っているデータが真正であることを確認する必要がありますので、市町村もしくはセンターのほうで署名措置を施しまして、その署名を公開かぎでほどこしながら検証するという作業といったものを当然のごとくやっていくということになります。なお、市町村間移動の場合に、独自利用領域、条例利

用領域について、消すという作業が発生するんだろうと考えておまして、これがシステム上ちゃんとできるかどうかといったこともあわせて検討してまいりたいと考えてございます。

なお、次のページ以降は現在の偽造対策の状況でございまして、今のところ単なるプラスチックカードに住基カードに似せた印刷を施すというふうな住基カードについてはICチップのあるなしだけで判定ができますので、既に対応するソフトウェアも配付しております。一方で、券面改ざんということで、正規の住基カードの券面を不正加工したものにしましては、物理的な対応、幾何学模様を入れるとか、それだけでございますが、今回の引っ越しの際も同じように券面確認事項をチップに格納するというのをやればこれも同じような対応ができますので、引っ越しの対策と偽造防止対策というのを一つのセットとして今後やっていきたいと考えておるところでございます。

次のページはイメージ図ですので、何かの折に見ていただければと思っております。

以上でございます。

【安田座長】 ありがとうございます。あと、資料5をお願いします。

【望月企画官】 資料5でございますが、社会保障カードの関係の資料でございます。これは前とあまり大きな差はございませんが、今社会保障カードの検討会のほうの報告書が出た後に、実際作業部会を回しながら、その中に参画しながら、どういうふうなカード体系がいいのかということを検討している最中であるということをご報告させていただくとともに、社会保障カードのほうの話としまして、資料5の次のページでございますが、これは前も一度ご説明させていただいておりますけども、全体としまして新しいカードを丸々つくる、もしくは人間の引っ越しに合わせて適正にカードを交付していくという観点が非常に大変なことでございますので、できる限り住基カードの発行とか公的個人認証サービスといったものを最大に活用するんだ、その結果コストを抑えるんだということが、③のところ書かれてございます。ということで、引き続きこういう線に沿って、また検討を進めてまいりたいということでございます。

3ページのほうは、そのようなカードを使ったときの全体イメージということでございまして、仮称でございますが社会保障カードという概念で、これを使って利用者がさまざまな社会保障サービスに活用していくと。その際に、保険証というよりも、むしろより正確に考えれば本人確認の手段ということでこれを使っていくという形になるのかなということでございます。

この中で、3のところの真ん中の社会保障カードの点線のところで幾つかありますけども、特に引越した場合でも保険証の再取得等が不要というのが極めて重要な要件だと言われておりますので、むしろ住基カードのほうも引越しても失効しないという仕組みをぜひつくっていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

【安田座長】 ありがとうございます。

最高裁のほうの判決等々大変いい方向ですが、これも皆さんが努力をされて不祥事というのを極力出さないようにと、大変だったと思いますけど、それが効いているとは思いません。真実はそんなことでは変わらないはずですけど、やっぱり人間の感情が動きますから、よかったなど。今後ともぜひセキュリティーについて頑張っていたきたいということは思っていますが、それじゃ、堀部先生、お時間のあるうちにどうぞ。

【堀部委員】 最高裁判決については後で申し上げますが、さっき中井専門官に訴訟について説明いただいたんですけど、地方自治体の中にそれぞれの個人情報保護条例に基づいて、住民票コードや何かの、あれはどこまでなのかわかりませんが利用停止の請求とか、あるいは削除請求がなされて、通常それは認められないので不服申し立てをして、審査会に諮問をして、審査会で削除とか利用停止すべきだとかという判断が出ているところがあると聞いているんですが、それでそれを最終的には首長の判断で、諮問をして答申が出たものに従っていないので削除とか利用停止とかということにはなっていないと聞いているんですが、そのあたりの状況は把握されているのでしょうか。

【中井専門官】 そういう請求が出て審査会にかかってというあたりは聞くことはあるんですが、最終的に削除すべきといった判断が出てというところはこちらでも把握していないんです。

【堀部委員】 それはないとは聞いているんですが、時々そういう請求が出ていると。審査会は第三者なんですけどもいろいろな立場の審査会の委員がいますので、そういう中でむしろ最初の不服申し立て者の主張を認めるような答申をしている例もあると聞いているものですから、そのあたりをもしある程度把握されていれば、どういう状況かということでおおいかと思ったんですけど、いかがなんでしょうか。あまりそういう調査はされていないわけですね。

【中井専門官】 そうですね、ちょっと……。

【江畑市町村課長】 確認して、またご報告させていただきます。

【安田座長】 おっしゃっているのは愛南町の例ではないんですか。

【堀部委員】 いや、愛南町の例ではなくて。

【江畑市町村課長】 個人情報保護条例の利用停止請求の規定に基づいて請求が出て…
…。

【堀部委員】 利用停止請求の、削除請求とか。

【江畑市町村課長】 その請求を受けて審査会が利用停止の判断をしている例があると
……。

【堀部委員】 している自治体があると聞いているものですから。最終的には首長が、その答申には従わずにいるので、あまり議論にはなっていないと聞いていますけども、時々そういう例があつて、我々法律関係の研究者の間でそういう委員をやっている人などと話していると、何かこういうことでということいろいろそういった観点から問題を提起している人もいるというふうに聞いていまして、都内のどこの区か、具体的にはどこかわかりませんが、そこなどですとかなりいろいろ審査会の答申で、おそらく世界的な状況や何かも踏まえて判断を示したという例もあるとかと、見たことがないのでわかりませんが、そういう話が出たりしていまして、かなり議論にはなっているという状況のようです。ですから、もし何か全体の状況がわかったら。

【安田座長】 この件はちょっと調べていただいて、次回でもお願いします。

どうぞ、ほかに。

【堀部委員】 それから最高裁判決が3月6日にこういう結果になりまして、住基ネットワークシステムを進めていく上では大変重要な意味を持ってきたかと思います。既に説明がありましたので繰り返して何かコメントする必要もないところでもあるんですが、3月6日に最高裁判決が出るということで事前にメディア関係者から連絡があつたりして、そこで聞かれましたのは、大阪高裁で、先ほど中井専門官が説明されたように自己情報コントロール権を認めた、それが最高裁の判断でどういうふうになるんだろうかというようなところでありまして、この判決が出たときにすぐ判決を送ってきて、その点についてということでもちょっとコメントもしたんですが、結局あまり全体とするとそのことがメディアでは関心事にならなかったのか、そこについてはむしろ報道もしてなかったところでもありますので、具体的な議論にはなっていないところです。

それで大阪高裁で自己情報コントロール権ということを認めて、それに基づいて自己情報コントロール権を侵害するものと、先ほどの資料1の5ページに大阪高裁の判決と最高

裁判決とありますが、何かそこについて最高裁が触れるかというところは、多分最高裁とすると新しい判断というのは一般論としてなかなかしませんので、しないかもしれない。しかし、早稲田大学の江沢民事件の判決もありまして、あれですともう少し踏み込んだ判断もしていますので、何かプライバシーの権利について判断するかもしれないということで見えていたのですが、結局5ページにあります昭和44年12月24日の大法廷判決というのは、京都府学連事件でデモをしているところを警察官が近くで写真を撮って、それに抗議したりして、公務執行妨害罪で起訴されて、裁判の中で肖像権の侵害だということを主張していった、その点について最高裁が何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表されない自由と、このときはたしか京都府学連事件の最高裁判決は肖像か何かという言葉を使っていたかと思いますが、そういうので、結局過去に最高裁自身が大法廷判決で出しているものによって、これであらう説明をして、そこにとどまったというところがありまして、プライバシーの議論がずっと法律なども含めて行われている中では、印象とすると非常に肩透かしのものであったということがあります。

ここでこういう判断が出ますと、自己情報コントロール権的な考え方というのは、最高裁で認められることになるにはまだ相当時間を要するのではないかと、そんな印象を受けました。メディア関係者とも議論して、その後も周りの研究者の間でそんな議論がありましたので、そのあたり、先ほど中井専門官が言われたのを敷衍する形で少しコメントをいたしました。

【安田座長】 ありがとうございます。よろしいですか。

【堀部委員】 はい。

【安田座長】 じゃ、ほかの方でご意見のある方。全項目、どの項目でも結構ですから、どんどん言っていただいとしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、松尾さん。

【松尾委員】 毎回同様なコメントをしているかと思うんですけど、一つは資料2の利用状況ということで、9,900万件とか、いろいろな形で数字が出されているのは極めていいことだと思いますけれど、過去に前川委員のほうからもご報告があったかと思いますが、いわゆる利便的な効果が国民から見て、例えば1人の方が交通費をかけて、そして住民票をとるために1,000円ぐらいかかるとすると、約1億相当になった件数だと1,000億円ぐらいの利便性が国民側に実はありますというような利便性を積極的に促していただきたいなというのが一つございます。

住基ネットのカードがまだこんなにしか普及していないということで、住基ネットが効果を何も上げていないからというようなのがどちらかというとニュースバリューを得ているような状態の中で、あえて利便性がこういった形で実現していますと、ニュースバリューがあるとマスコミが判断されるかどうかは別にしても、積極的に流していただきたいというのが一つでございます。

それからもう一つ、先ほどのお話と関連するんですが、個人情報保護法という形でターゲットとしているものと世界的に認識されているプライバシー情報保護というのは、レベルが違った話をされているのではないのかなということが十分認識されているのかということと、最高裁の判決の中でも、大阪の高裁の判決でも、プライバシーという言葉は一応意識された判例にはなっているかと思うんですが、今の取り組みの中で一つの取り組みとして、住基ネットを柱としながらそれにかかわる既存の住基の範囲までちゃんとやりましようということを拡大していきたいというお話をされている部分は、どちらかというと個人情報保護法がターゲットとしている4情報をターゲットとされているかと思うんですが、それが周りの社保庁との医療の関係も含めると、これから福祉とか税務といった形で広がっていくだろう。どんどんネットワークを利用した外部からの住民の利用の利便性を追求していくというのは、そういったことが当然予想されるでしょうし、民間との情報のやりとりが引越等の実験も含めて行われている中で、プライバシー情報についてはどういうふうに扱うんですか、どのようなガイドで見ていくんですかというところが、十分に耕されていないのではないかな。一般的なセキュリティー対策という意味で、枠としてのお話は進められていますけれども、中身のプライバシー情報のアプリケーションとしてどう見るんですか、どういうところの注意が必要なんですか。

確かに住基ネットにはほとんどのものが反映されているといえば反映されているんですが、既存の団体さんのシステムも含めて、そういうようなネットワーク利用の環境が広がる中でどういうふうに対応していくんですかというのは、住基ネット委員会の範疇なのかどうかというのは、これもこれまでそうじゃないところのセキュリティーが重要だよというお話はされているんですが、具体的にどうするんだという議論がまだ俎上にはのっていないのかなと、一般論としてのセキュリティーを高めましょう、意識を高めましょうというレベルなのかなということで、その辺の具体的なアクションをアプリケーションを見据えた上でそろそろ検討を始める時期に入っているのではないかなという感じがいたします。

【安田座長】 ありがとうございます。これは大変重要なことなんですけど、今は4情

報に限っていますよね。住民基本台帳には13情報あるわけです。じゃ、いずれどうするのということは、確かに私も考えていないし、ずっと4情報のままなら楽なんだけどという問題ではあるんだけどということですよ、江畑さん。

【江畑市町村課長】 松尾先生のお話の中の1点目の利便性の効果について、ちょうど最高裁判決が出て報道がされたときに、報道の仕方が、住基カードが利用が少ないということが前面にかなり出て、住基ネットがほんとうに十分使われているのかどうかという形で出たということについては、我々も日ごろのPRが十分でなかったということで反省を大変してまして、ただ、その報道の中でも、社会面ではそういう報道ですけれども、社説では住基ネットがこれだけ利用されているんだということを強調して書かれている新聞等もございましたので、我々も今後そういう好意的な新聞といたら語弊がありますけれども、そういうところに積極的に住基ネットはこういうふうに使われていてこういう効果が出ているんだということを何らかの形で少し書いてもらうような働きかけをやっていかなければいけないと思っていますところでございます。

それから2点目の話は大変難しい話で、個人情報保護とプライバシー保護というのがどういう意味で違いがあるということでおっしゃったのかということも私には認識しがたかった部分もあるんですけども、少なくとも住基ネットにつきましては今の行政機関個人情報保護法の特別法という位置づけで、基本的には4情報という本人確認情報については目的外には使えないという前提のもとで、最高裁判決にもありますような不必要なデータマッチングということが禁止されているということで、個人の方の医療関係の情報とかいろいろなものとのみだりにつながって、そういうデータマッチングということでプライバシーの侵害につながるようなことはなくしている措置を講じているという意味では、個人情報保護ということを目的としながら最終的にはプライバシーの保護にもつなげているというものであります。

もう一つ、先ほど住民基本台帳の情報も13情報あるじゃないかということでもありますけれども、この保護のあり方については基本的には各市町村の個人情報保護条例の中でこれをどういうふうに扱っていくか。市町村が取得した個人情報でございますので、これを利用する際にどういう形で利用できるのか、あるいは目的に応じた形でどういうふうに使っていくのかということについては、その条例の中できちっと管理をしていただいていると。ただ、先ほど堀部先生のお話もありましたように、それについて住民の方は市町村が持っている情報自体についていろいろ利用停止なり何なりということを申し入れて、それ

についてどう対応するかということも、その中では起きてきているということでございます。

そういう意味では、住基ネットのセキュリティーを確保するということとあわせて、住民基本台帳自身の抱える情報についての的確に管理していくという意味では、住民基本台帳法に基づく情報についてもきちんと各市町村で条例に基づいて管理してもらおうということは、我々も市町村に働きかけておりますし、それを含めた全体の情報セキュリティーという意味では総務省の中で、今地域情報政策室でございますけれども、全体のマネジメントをどうしていくかということについてはあわせて協力してやらせていただいているという状況ではございますが、そういう説明で十分か、先生の質問の意味がそういうことか、お答えになっているかわかりませんが、私どもの質問の受けとめ方はそういうことでお答えさせていただいたところでございます。

【安田座長】 松尾先生、いいですか。

【松尾委員】 組織の話と役割の話が出てくるときと、情報というところに焦点を当てて、情報が利用される中で、例えば今の団体さんで既存の住基のシステムがありますと、当然いいシステムのデザインということから見れば、税とか福祉との統合されたデータベースを運用するという形で作るのが、我々から見ればいいシステムだと認識をしているわけです。国全体としてどう考えるかという、これも組織の問題は無視した場合に、例えば社保庁のシステムが出てきます、医療のシステムが出てきますというときに、マッチングの話というのは必ず法的な制約をクリアしながらしていくということは当然前提だということですが、医療の情報、いわゆるプライバシー情報と言えば皆さん当然プライバシー情報だと納得される情報と、個人を特定する住基ネットを中心とした情報との関連という見方で、情報を中心にして見た場合には、できるだけ統合化された形で国段階で法的に許された範囲でマッチングされているというのも、それはそういった利便性を求めた上で、例えば年金については死亡していませんということを確認した上で、皆さん住民票を出さなくてもいいですよというものが追求されていくわけですよね。当然いろいろな利便性の中でそういう話が出てくるでしょう。それはプライバシーと密接な関連がありますよねと。それは個人情報保護法が求めている範囲内で同じように処理上できますという話なのか、住基ネットの話で同じようにできるという話なのか、いや、それ以上のことを検討しないといけないという課題があるのかというのは、出てくればその都度検討すればいいというお話かもしれませんけれども、そういったセンシティブな情報群も含めたチ

チェックをかけるときにどのようなことを注意すべきかという話をもう少し具体的に出していかないといけないんじゃないでしょうかというお話です。

例えば住基ネットとしては政府関係へのセキュリティーのチェックリストを用意いたしましたというお話が先ほど出ていますけれども、政府関係の全国的な住基ネットの情報を利用しようというときに、団体さんが住基ネットでチェックをしてくださいというセキュリティーの話と、ちょっと違った次元のお話になりますよね。いわゆる住基情報そのものと、例えば年金の情報をマッチングします。そして、死亡していませんか、死亡していますかということを確認しますよというような業務を動かすわけですから、団体さんが住民票を登録したのものについて、住基ネット上の県とか国のところに認証をちゃんとしながら送っていますという単純なお話よりは、アプリケーションが加わることによって複雑になってきますよね。そういったお話を具体的に検討したセキュリティーのチェックリストをつくり上げていかなければ、チェックリストは国のそれぞれの機関でおやりになってくださいというふうにやっていいのか。というのは、我が国の中で住基ネットが一番ある意味ではセキュリティーで先行しているわけです。そこが主体的にそういったことも含めてガイドを出していかなければ、きっとリードできないんじゃないのかなど。今までの方は今までで動かしている既存のシステムの、もっと言い方をかえればバッチ処理的に動かしているんだから安全だと、そんな間違いはないと思ってチェックリストは大丈夫ですとチェックされるかもしれません。そこまで考えてチェックをしていただけるんですか。

【江畑市町村課長】 ご質問は大体わかってきたんですけど、市町村の側は少なくとも自分の持っている住基情報を適切に管理する、それがおそらくセキュリティーの対策のメインであろうと。ところが情報提供を受ける側の国の機関というのは、提供を受けた情報をまさに適切に利用をしているかというところが、おそらく主たるセキュリティー対策の大きな部分を占めるので、チェックのポイント、着眼点というのが、市町村に対するチェックポイントと提供先の行政機関に対するチェックポイントは異なるので、本人確認情報の提供を受けた行政機関については、もう少しそういう観点からのチェックということを念頭に置いてチェックをさせるならチェックさせるべきだというご趣旨と承ってよろしいでしょうか。私どもそこは十分そういう認識を持っております。それで、とりあえずといいますか、昨年度は一応地方公共団体向けのチェックリストをベースにお願いしておりますが、今年度は昨年度の状況も踏まえて、少しそういう情報提供を受けた側がどういう風に適切に活用するのかということがチェックできるようなチェックの仕方というのも考え

ていかなければいけないと、そこは十分認識しております。

【安田座長】 座長がこんなことを言って困るんだけど、ちょっとわからなくなったのは、住基ネットと住民基本台帳上の情報とは違いますよね。それで、ネットワークというのは別に何を運んじゃいけないとかいう議論はほとんど存在しないわけで、実際問題としては中継網だからどういう情報を運んだっていいはずだと思うんだけど、少なくとも住基ネットについてはいろいろな問題、いろいろな議論があって、4情報に限ると最初は言っているわけですよね。今もそう言っている。だけど、そうすると住民票をどこか別のところでとろうとすると家族情報は入ってこないのという議論になって、そういう意味で、要するにどこか別のところで出せないことになってしまいますよね。そうすると別のネットワーク、LGWANか何かをもっと広げてそっちを通せということになるわけ？ そのところが、ようやくここまで来て落ちついてくると、じゃ、住基ネットそのものは中継網として利用できるのかという議論ではなくて、あくまで4情報しか絶対通さないということなのかというのは私にはよくわからないんだけど、それはどういう発想になっているわけですか。

【望月企画官】 今の制度でどうなっているかということでございますが、住基ネットの中で通る情報自体は住民基本台帳に記載されていますさまざまな情報、13とか16と数え方はありますが、その情報は、例えば転出転入時の通知を今電子化しておりますので、その情報は別に4情報もしくは本人確認情報ということで6情報に限らず、それは流れるという仕組みになってございます。それは国会でも答弁させていただいておりますし、今の法律でも明記されておる。6情報に限られるというのは、むしろネット上に蓄積されるほうです。サーバーに置いてありますので、その中に蓄積されるのは本人確認情報に限られるという整理でございます。

それで今後の話につきましてはさまざまな検討の課題があるとは思いますが、いずれにしてもどのような情報を通すか自体は法定事項になってございますので、そこを変えるにしても維持するにしても、これは当然国会を通すという話になりますので、国民のコンセンサスがどういうところにあるのかというのを見定めながら考えていく必要があるのかなと。

例えば住基台帳に記載事項を増やすということになれば、転出転入に伴ってその中身を書きかえを効率的にやるという話になりますので、それは今までの流れの中で転出転入のできるようにするというのが普通の反応になるということかなと思っております。

【江畑市町村課長】　　ちょっと補足しますと、おそらく座長の言われたことには直接答えてないんじゃないかと思いますが、住基ネットの当初の設計の思想としては本人確認のために必要な最小限な情報ということですから、4情報と変更情報と住民票コードということで、まさに個人の単位として情報提供していたんです。ですから例えばその人の家族の情報とか何とかが必要だと、家族の情報というのは基本的に住民票の情報ということになりますので、そういうものをネットを通じて提供することが適当かどうかということと、それはそうすると今住民票コードをベースにした個人につながっている情報として一固まりのものとして提供できるのかということも技術的なものでありますけども、おそらく前段のほうで、利用されるどういう機関で4情報以外のものを必要とする要請があるのかということと、提供する必要性がどこまであるのかということ、おそらく根本から議論しないとそこは住基ネット自体の存在意義みたいなところにまた立ち戻ってくる話になってくるのではないのかなと思っています。

企画官が申しましたのは、市町村間の転入転出のときに情報をネットを通じて送るということは可能だと言っていますので、今都道府県のサーバーとかLASDECのサーバーに送る情報というのは4情報に限定されていますので、それを利用する機関にそれ以外の情報まで送るようにするという議論は、ほんとうに根本に立ち返って、それは何のための住基ネットだということから議論を始めないといけないということになると思います。

もしそういう情報が必要であれば、まさに住民票の写しを、改めてその情報まで含めたものを提出をすとか、あるいは市町村の中であれば市町村の中でそういう情報を含めた情報を取得するということはあるかと思いますが、今のネットの思想としてはそこまでの範疇にはないという、そこが必要とするというと、また議論は根本に戻らなければいけないということになるのかなという感じを持っています。

【安田座長】　　社会保険庁との関係になりますけど、年金というのは配偶者があつたりなかったりすると少し違いますよね。ああいうときはどうするんですか。

【江畑市町村課長】　　住基ネットからの情報自体は4情報だけですから、それ以外の要素として必要な情報は別に取得するということになります。

【安田座長】　　ああ、そういうことになるわけ。じゃ、住基ネットは流れないということ？ それも不便ですよ。その辺がこれからきっと問題になるんでしょうね。

【江畑市町村課長】　　この前法律改正がありまして、22年4月から住基ネットという議論をしていますのは、住所が変わるとか結婚して姓が変わるとかいう情報が今まできち

んと正確に把握されていないということもあるので、住基ネットを使えばそれが即座に変更できるという意味で、情報の正確性を確保できると。あと、配偶者がいるかとか、同一世帯なのかという情報というのは、また別の情報源から取得するという制度の前提ということになると思っています。

【安田座長】 どうぞ。

【前川委員】 今の件で言えば現況届は完璧に廃止できていないところがあって、それは年金を受け取っている方の家族構成によって加給されるというのがあって、それはやっぱりだめなんですってということがわかっています。それもだからおそらくそのうち問題になるかもしれません。

私がコメントしたいことは、松尾委員のコメントの前半に関してなんですけれども、2つありまして、一つは最高裁の判決が出た日のNHKのニュースですら住基カードの普及率がこんなに低いというのを前面に押し出したような報道をやっていました。総務省ですから、NHKに物申すとまたややっこしいことになるのかもしれませんが、明らかに誤った認識に基づいた報道というのはただすべきものだと私は思うので、事実はどうなんですということを何らかのルートできちっとNHKの取材班に伝えたほうがいいような気が私はしております。

それからちょっと後の毎日新聞の日曜日だったと思いますけど、私のコメントも載りましたけれども、大変有名な弁護士の方が左端のほうに書いておられましたけど、やはり同じように住基カードはこんなに普及していないのに大変何かどうのこうのというコメントをおっしゃっていました。大変影響力の強い方ですので、そういう方にもこつこつと説得といたしますか、正しい知識をただ伝えるということは非常に大事だと思いますので、個別にでもアプローチして、もし私がかわりにアプローチするというのであれば私から説明してもいいんですけれども、間違えていますよということをお伝えしたほうがいいのかなというようなことを思っておりますというのが第1点です。

それから第2点は、資料2の右側の上から5行目に年間約440万件の住民票の写しの添付が省略とあるわけですが、この件数がなかなか上がってこないなと思っております、住民票写しの発行枚数がどのくらい減ってきたのか、減少分が直接わかればそれが一番いいんですけれども、もしわからなければ写しの発行されているほうの推移をずっと見ていくとぼっと減るはずなので、それから推測できるのかもしれませんが、コスト、時間があまりかかるようだとあまりお願いをしても申しわけないんですけれども、もしわか

るのであれば住民票の写しの発行枚数の減少分がどのくらいなのかというのを経年で知りたいなと思っておりますし、なかなか減ってこないとすれば、当初将来的に減る発行枚数として、たしか想定ではもっとすごい枚数でこれの1けた大きかったような気がするんですけれども、なぜ減らないのかということについて、もしおわかりであれば教えていただければと思います。

以上です。

【江畑市町村課長】 前川委員のご質問でございますが、まず1点目の報道に対する対応でございますが、特に今お話のあったNHKにつきましては、こちら取材をされた方に、取材のときの内容と報道が全然違うじゃないかということは申し上げておまして、本人もそれは十分認識して、ある意味ではおわびも申されておりましたけれども、そこは取材担当者と報道の番組作成のところとの意思疎通の問題もあったということもございすけれども、そこは我々ももう少し報道のほうにも正確な情報が入るような形でいろいろ働きかけをやっていかなければいけないと思っております。

また後半のそういう先生等に対しても、可能な限り個別にいろいろご説明するとかいう対応も考えたいと思っております。

それから住民票の写しの関係ですが、手元に発行枚数減少の資料はございませんが、これが増えない理由は、この大半が旅券の関係でございますが、一つにはおそらく住基ネットを創設当時の利用の事務ということで列挙をしてございまして、これが利用されることによって〇〇だけ減るだろうという想定がされていたと思っておりますけれども、実際には、別表には記載されているけれども、まだ各省のほうで利用されていない事務がかなりあるということもございまして、これはある意味では私どもの働きかけがまだ不十分であるということもあるかと思っておりますので、そういう意味では、少なくとも別表に列挙されている事務については、住基ネットを活用することによって住民票の添付というのが必要なくなるんだということを各省に働きかけていくということは今後必要だと思っております。

枚数については、データがありましたら、また。

【前川委員】 それはあったらで結構です。

【江畑市町村課長】 はい。

【安田座長】 そうおっしゃいますけど、やっぱりカードが少ないということは事実なんだから、それはどうにもならないですね。いつも申し上げているんだけど、少なくとも国家公務員と地方公務員は全員持てよなと言うんだけど、それだけでも相当の数が増え

るでしょう。何でそうならないのかがわからない。総務省、総務大臣が頑張って、みんな持てと。無料だったら勝手に全員に配付してしまえばいいじゃないですか。そうはいかないの？ そのところがよくわからないんだ、そういうのはだめなのかね。そこがほんとうに不思議なんですよ。

【望月企画官】 住基カードの枚数がまだまだというところは非常に恥ずかしい思いをいたしておりますが、住基カードを無料化するのを例えば国を挙げて全部やるとすれば、全部補助金か何かで現物を買って、現物給付という形で市町村に配付して、あとはやってくれというやり方になろうかと思いますが、色々難しい面があり、今回のはどちらかといいますと市町村がやるというほうを後押しするという形でアプローチさせていただこうということで、交付税措置という形でやらせていただいたということでございます。

あと、市町村の職員証として住基カードが使えないのかということなんです、現に使っている市町村はございますので、そこをある程度見ながら対応していくということになるかと思いますが、課題は、自分のところの職員も実は隣の市町村から通っている人というのは結構いるんです。そうすると、結果としてはその人用に別な身分証明証を用意しなければならないものですから、わざわざ2種類のカードを管理するとか、逆の問題が発生しておりまして、そこを統一的に何かやれる方法はないかというのが検討課題であるという認識は持っておるということでございます。

【安田座長】 難しいんだね。

【江畑市町村課長】 あと、先ほど企画官のほうから説明申し上げましたように、前々からやってはいますけれども今年度から普及策ということで、おそらく市町村で今まで市民カードといいますか、印鑑登録証とかいったものが先行して市民に配られていて住基カードと並立してあるということで、なかなか住基カードというものに関心が向かないということもあったりするものですから、それについては無料化ということになりますと、今までの市民カードを住基カードと一緒にして扱うという方策でありますとか、あともう一つは住基カードの一つの大きな使い道として、写真つきのは身分証明証として使えるということの特に運転免許証を持たない高齢者の方等に対しましても積極的にPRしていくということで、これもある意味では個別に市町村にそういう対策について、こちらも力を入れて働きかけていかなければいけないと思っていますので、何とか市町村自身がそういう必要性というのをきちっと認識しないと住民の方にきちっとPRできないということがございますので、そこはほんとうに私どもの今年度の最大の宿題だと思っていますので、

そこはぜひ力を入れてやらせていただきたいと思います。

【安田座長】　そうですね、いろいろなアイデアがあると思うんですけど、車のカード……。

【江畑市町村課長】　E T C。

【安田座長】　E T Cだ。あれだとすっと通れるでしょう。だから役所の窓口で、住基カードを持っている人の窓口は別とって用意をしてそっちはすぐやってくれるぐらいにしてもらえば、みんな持つんじゃないですかというようなことがあっていいと思うんだけど、いろいろアイデアを考えてくださいよ。

【岡本自治行政局長】　おっしゃるとおりですね。私、遅れまして、申しわけございません。

まさに住基カードの普及率を今のパーセントから1けた増やす。1けた増えれば、かなりまたみんなの受けとめ方も違って来るんじゃないかということで、今年度から無料化の措置もいろいろあちこちをお願いをしながらやってきています。多分ご説明もしたと思いますが、あともう一つ私が今思っているのは、やはりこれは市長さんにある意味ではトップダウンでやらしてもらわないと、その人たちの意識が変わってもらわないといけないという思いを非常に持っておるものですから、セキュリティーの議論も全部そうですけれども、そういう意味では個別の市長さん方への働きかけ、それは市長会とかいう場を使って働きかけと、省内も全員挙げて、いろいろな市長さんが各局いろいろな用件でお見えになるわけですので、そこにいろいろな普及状況だとか、今安田先生がおっしゃったようないろいろな事例を紹介して、こんなふうに使っていて、ぜひ市長さんのところでもやってくださいというお願いを、各局長、各課長からしてくれと。そんなこと当たり前じゃと言われてしまえばそれまでなんですけど、というようなこともやったりして、とにかく1けたアップというのを当面の目標にして局を挙げてやっていきたいというつもりで今やらせていただきたいと思います。

それからさっき前川さんのお話がありました正しい知識の違い、認識がずれているというのとも思わないことをしております、テレビだけでなく国会でも堂々と、えっ、違うんだけどなという質問をされる方はおられます。そこで、いや、あんたは違っていて、かくかくだと、やんわりとは言っているつもりなんですけど、堂々と言っていないと言ってしまえばそれまでなんですけど、そういう面もございますので、今も望月や江畑が申し上げましたようにいろいろな説明と、やっぱりこれも一つのチャンネルだけじゃなくていろいろ

ろなチャンネルで、そもそもあなたは入り口で違っていますよということを少し、怒っていてもしょうがないので、きちんとわかっていただく努力は我々はまだまだ足りないんじゃないかと思っておりますので、そういうことをぜひ。

話が飛びますが、最高裁の判決も出た。正直ほっと、あまりほっとしてはいけませんが、そのほっとしに甘えることなくきちんとやっていかなければいけないんじゃないかという思いでございます。

【安田座長】 よろしくお願ひします。

いかがでしょうか、ほかに。よろしいですか。

大山先生、何かいいですか。大山先生、黙ってないで何か言って。

【大山委員】 いや、頑張って普及していただければと。

【安田座長】 じゃ、社会保障カードの関係とか、この辺はどうですか。

【大山委員】 これは公表されている紙だから、別にあれなんですけど。

【安田座長】 いいですか。

【江畑市町村課長】 一つ先ほど望月から説明を申し上げました部分で補足ですが、引越しても住基カードを継続して使えるということで、そのときも触れましたけれども、これは法律改正事項ということでございますので、きょうそういう方向で進めてよろしいということであれば、そういう方向で我々も法改正作業に着手させていかせていただきたいと思っておりますのでございます。

【安田座長】 それについては特にどんどんやってくれ、早くやってくれという問題ですから、ぜひお願いしますということですよ。いろいろなことがやっぱりあると思うんですけど、全部一緒くたにしよとかいうことをやらないで、とにかくこれはまず進めるということをしていただいたほうがいいと思うんです。どうせ法律を変えるんだからいろいろなことを一緒にのせようとする、またいろいろひっかかるから、まずこれはやろうということをお願いしたらいいんじゃないかなという気はします。

【大山委員】 そういう話だったら言ってもいいかな。

【安田座長】 どうぞ。

【大山委員】 言ってもしょうがない話かもしれませんが、住基カードの定義というのが、住民票コードを書くということに本当にずっと依存するのかどうかということも、法律を変えるんならちょっと考えていただきたいなど。法律を変えるときに住基カードそのものがなくなってしまうという話だと意味はないんだけど、住民票コードを直接書くこ

とがほんとうに住基カードなのか、ほかのものじゃかえられないんでしょうかというところもあるかもしれないし、まだ平場でしゃべるような話じゃないから言いにくいものもあるんですけども、社会保障カードとの連携みたいな話というのは当然考えると、社会保障番号というのは今避けていると言っただけとはいけないのか、どこかに話があるなというぐらいのことで実体がないから、社会保障カードというのは社会保障番号を書くことですのでというのを今法律で書こうというような話と同じことが、実は住基は起きているわけです。今言った社会保障カードというのは社会保障番号ですというイメージを言ったときに、皆さんどう思いますかということなので、そのところは、社会保障カードと住基カードを統合するということは2つの番号が入っているんですかという話になってしまうし、何かそのところが、法律を変えるのであればもうちょっと、拙速とは言わないんだけどもう少し整理した上でお考えいただく方法もいいんじゃないかなという気がします。それが1点目。

それから2点目は、さっき座長が言われていた話につながるんですけど、住基ネットをつくる時の意識は、これは前に何回か申し上げたことがあるのでいいと思うんですけど、全国の自治体のほうがセキュリティーレベルは決して十分ではないと思って設計している。だから線が抜けると警報が鳴るとかいうふうになっている、あるいは専用装置になっている。一切ほかのソフトは入れられないというふうになっていたはずですよ。皆さんの努力もあって、時代とともに自治体の安全性のレベルが徐々に上がってきていることは間違いないと思うんですけど、もうちょっと先を考えると、ここが仮定なんだけど、十分もし上がるとすれば今のような専用装置じゃなくてもいいという話に理屈の上ではなるわけですよ。当時の説明では、いや、LGWANよりはもっとレベルの高いものをつくったんですよというのが住基ネットだったという説明だったのが、LGWANもレベルが上がってきて十分だとすれば、今度は、さっきのと話が違いますけど、ネットワークの中を流れる情報が何で違いがあるんだと。本来は安全性を確保し、その情報を扱っていい人に対してちゃんと渡るということが大事なことであって、どの線をどの情報が流れているかなんてことは大した話じゃないはずなのに、何か依然としてこだわりが出ている。ついつい大学の人間なので、我々から見るとそういうところって気持ち悪いんです。ちゃんと合理的な区別ができないようなやつをわざわざ区別とか分けている。合理的じゃないから差別しているに近い考えという気がするので、そのところは今すぐじゃないのかもしれませんが、やっぱり先を見るとしっかり考えなければいけないのかなという気がします。

一方その話の先も、それに絡むこととしてもう一つ覚えておかなければいけないのは、例えば社会保険庁の情報システムなんかはわかりやすいんですけど、あれは端末を見ると、みんな暗黙でそこに出てくるものが正しいと思っているんです。暗黙のうちに正しいと思っている。それはその端末だからと思っているわけね。ところがそれがインターネットのようなものになった途端に、危ないなと思っているわけで、出てくるものは信用してないわけです。じゃ、どうやったらインターネットなんかで信用できるようにしてきたんだという、言うまでもなく実はPKI関係が使っている署名の話とかがいっぱい出ているわけで、それが紙の世界でいうと住民票であったり戸籍謄本であったりとかという話に戻っているんですよ。

だから、専用線を使う範囲がどこまでで、どこから先は専用線ではないもの、すなわち画面に出てくるものがそのまま信用できるものかできないものかというそれは、一般の人にとっては最初に、あるいは業務をやっている人たちにはわかりやすいんだけど、裏を返すと、じゃ、この先信用できるものというのは本来は全部署名をつけてしまったほうが早いんじゃないのという話もあるのかもしれないと。

そういうことを考えると、きょうあれは機密レベル2だったっけ、どっちでもいいか。何か夜安田先生とかと話すことになっているんですが、僕が言っている私書箱というのは実はそっちなんです。私書箱というのは、署名をつけたやつを通信文を秘匿して相手に送ると。その署名の検証だけは私書箱がやってあげるというのが考え方で、だからそのどっちでもいいんです。専用線を使うような画面出てくればそのまま信用する、あるいはそれはレスポンスが速いからです。それはそれでもいいし、一方今のオフライン系で紙のベースでやっているやつをそのまま電子的に置きかえるという話と2つあって、これは多分分野ごと、あるいは使い勝手を含めて考えると両方あるんじゃないかな。少なくとも紙で打ち出しているというのはできるだけ早くなくす方向に行くべきものなんだろうと思うわけです。なので、ネットの話を含めていろいろあるということだけ、ちょっと。

【安田座長】 前川さんが前に手を挙げていて、どうぞ。

【前川委員】 大山委員の最初のほうの社会保障カード、社会保障番号関係で、一つコメントさせていただきたいんですが、私は去年もずっとJAPAN-ID、住基コードをそのまま国民を識別するコードとして使うべきだというような提言を情報化推進国民会議でまとめさせていただいて、いろいろなところに持ち歩いたりしたわけですが、最近考え方が変わってきてまして、どうも同じ番号を振れというとなんかやっぱり相当抵抗がある。

それでちょっと考え方を変えまして、プライバシー保護のレベルを上げつつ、なおかつ統一番号的なよさを出せる上手な仕組みをつくるべきではないかと考えております。

具体的には何かというと、例えば社会保障番号というものがあれば、それは住基コードとは別の番号を振られているんだけど、実はあるかぎになるコードを使うと両方もがうまく結びついているという仕組みをつくれればいいんじゃないか。その結びつくかぎになる番号は安心のできるどこかがしっかり保管をしている。必要に応じてそれを使ってデータがリンクできるという仕組みをつくれればいいんじゃないかと。実際にそういうことをどうもヨーロッパのどこかの国ではやっているようですね。

【安田座長】 オーストリア方式。

【前川委員】 オーストリア方式ですか。そういう前例もあるんですから、それをうまく使うことによって、せつかく住民に振った住基コードを、うまく電子政府の中で生かしていくという提案をぜひ、どこがすればいいのかよくわかりませんが、その構想を進めていけばいいんじゃないかと私は最近思うようになっております。

以上でございます。

【安田座長】 どうぞ。

【小川委員】 最後になって一言言いたくなつたものですから。

私はこの委員会で最初からセキュリティーというところからかかわつたんですけど、住基ネットの位置づけというものは、世界をネットワークがずっと覆い尽くしていく中で日本が勝ち抜くという前提になってくるということ、それから当面は電子政府をきちんと機能させるためのたたき台にしようというところでやっていこうといったようなことを、一番最初の段階で申し上げた。ただ、そういう中で、資料2にありますような住基ネットの利用状況というところで見ると、私個人は住基カードがなくなつて全く不便を感じないんです。この間も横浜のある区役所に、NPO法人を立ち上げるので住民票をとりに行ったけど、使っている人は私がそこにいた間ではゼロだったんです。これは何かおそらく一番大もとから考えなければいけない問題があるんだろうと思うんです。

ネットワークが世界をこれからどういう形で覆っていくのかというのはいろいろ議論があると思いますが、住基ネットをたたき台にしながら本当に安心して活用できる分野が行政に限らずいろいろなところから出てくると、本当に必要とされるような例えば住基カードも生まれてくると思うんです。ところがその辺の議論というのが、多分国を挙げてないだろうという感じがするんです。

例えば、じゃ、国会議員に全部配ったらどうかという感じはあります。もちろん反対した政党の人たちには配る必要はないけれどもね。その中で、やっぱり彼らが要らんと言ったら、多分こっちの取り組みがだめなんですよ。要らないじゃないかと言われてたら、これは負けなんです。ただ、そこで負けないための取り組みをしたらどうですか。IT戦略本部とかあるけれども、ネットワークの上に乗っていろいろなことを考えていかなければいけないはずなのに、ネットワークに関する議論が非常に偏っている。セキュリティーについても、あるいはネットワークをどのように住基ネットをベースにしながら日本では展開していくのかという議論がない。

それをふっと思ったのは、先週内閣特別顧問の黒川清先生とご飯を食べていて、あの人は学術会議の前の会長だし、ああいうところの親玉ですよ。だけど、いろいろな話をお互いにするんだけど、ネットワークの一番大もとをどのようにしていくかというところにはあんまり意識が行ってないんじゃないかなという感じがしたんです。これは黒川先生の立場でどうのこうのという話ではなくて、IT戦略本部や何かを含めて、そういった取り組みがあるのか、IT戦略本部は住基ネットについてどのように見ているのかというあたりを、もうちょっと考えてみる必要があると思うんです。

知恵を集めていけば、住基ネットをもとにしてきちっとした夢を描くことはできるだろう。その中で初めて私も住基カードを持たせていただくといったような感じがあるんです。ほんとうに今は必要ないよ。

【大山委員】 すいません、それだったら申し上げないでいなくなってしまうので、戦略本部にいる者としても申しわけないと思うんですが、少なくとも自分自身はかなりそこは考えているつもりで、一例で、きょうの話で出ていないので申し上げておくと、僕は住基ネットがあつてよかったと実は思っているんです。それは社会保障カードという議論が急に出てきて、発行のスキームというのを今やっているんです。それをずっと、実際の情報がどこにどうあつてというのを追っかけていったら、社会保障分野では社会保障カードが発行できないということがわかったんです。それをやる根拠になるのは、外国人の方を除くと住基ネットしか今ないんです。これがなかったら今回の話は最初からない。もう何年も余計なことが、時間がかかるのと同時に、多分1人の人に2枚行ったり、もらわなければいけない人に行かなかつたりということが起こっている。これははっきりなぜかということは説明できます。なので、今回よかったなと実は思っているということです。

ただ、住基ネットのものはあくまでも国民——言葉がいけないんでしょうね、外国人の

方もいるので国民とか言うてはいけない、社会保障を受けている方——が何人いて、その人たちに、社会保障ですから健康保険から始まるので生まれたらすぐということで、社会保障の中で一番重要な最初から全員が受ける健康保険のベースが実は住基ネットだったということ、をはっきり言うべきだというのは私も思っています。

ただ、ほんとうに設計をやっている側から見るとほっとしたというのが、なかったらできなかったということだけ、ご理解いただければと思います。

【小川委員】　　ちょっと伺いたいんですけど、社会保障カードは私は賛成なんです。大山先生が進めていかれる方向というのは本当に正しい方向だと思っています。ただ、例えば社会保障ということであると、年金の問題も出てきますよね。年金の照合の問題というのはあるんですけども、私なんかは非加入者なんです。僕は国家公務員を3年やっているんです。で、新聞記者を4年やっているんです。でも、それについての統合云々というのは何も出てこないし、後でまとめて国民年金を払いに行ったら2年しかさかのぼれないというので、こんなもの払ったってしょうがないやという感じです。夫婦で1,600万も取られてという感じの数字は出してくるんですけども、払えるのはその一部です。全然意味がない。それで、例えばさっきの黒川先生の話だけけど、あの人も年金がないんです。内閣特別顧問が年金がない国というのはおもしろいよね。外国にずっといたからというので、UCLAの教授か何かだったでしょう。だからそういったことまでちゃんと、こっちの側は例えばIT戦略本部を含めて住基ネットというのを踏まえてやっていけそうだと思うんですけども、あの厚生労働省の中の社会保険庁とか変な役所があるでしょう。向こうの側がでたらめだし、この間も朝日新聞を見ていたら、何か人材派遣会社が字が読めるやつだったらだれでもいいような感じの広告を出して、何か照合に来る人を募っているとかいう中で、政府を挙げて何でITの戦略を語るができるんだという感じが実はあって、僕は全然信用していないんですよ。

【安田座長】　　時間でございますので。

【小川委員】　　すいません、ちょっとエンジンがかかってしまった。

【安田座長】　　いや、そういう意味では、いろいろな意味で普及対策とか、持っているほうが便利だという、非常に細かいことでいいんですよ。ここは入り口を今変えているでしょう。あれで、多分通れる人通れない人を分けるんだと思うんですけど、住基カードを持ってなかったら荷物検査を実施すれば、大体持つようになりますよ。

【大山委員】　　顔パスで入る人は？

【安田座長】 いや、それはもうできなくなっている。

【大山委員】 ああ、そう？ ここはまた専用のカードを出すんじゃないの？

【安田座長】 そうなんですか。よくわかりません。

【大山委員】 総務省だから、多分そうじゃないかと思います。

【安田座長】 だから、職員が安全に通れるようにするんでしょう。職員でない人は、守衛さんがこっちに回れと言うんですよ。それで、すぐ荷物検査をやるんですよ。だから住基カードだけは荷物検査をしないようにするとか、細かいことなんですよ。ほんとうに細かいことをちょこっとやれば、すぐわかるの。

はい、どうぞ。

【松尾委員】 カードをこの方針でやりたいと思いますがいいですかというのがまず出されましたということで、私はすごく細かいお話かもしれないんですけど、先ほどのカードのイメージを見せていただいた4ページの図の中で、ちょっと気になったんですけど、社保庁のカードは、基本的にはその上には情報は載せない読みに行くんだと言っているんですけど、真正性を確保するために券面記載事項確認APというのがあるんですけど、これはアプリケーションで読みに行くという意味ですか。この上に書き込むという意味ですか。

【望月企画官】 ICチップの区画を切りまして、ここに書き込むというイメージであります。

【松尾委員】 というのは、あまり社保庁の考え方でいくと望ましくないな。というのは、カードがひとり歩きするので、団体さんで書けるという意味は、どこでも書きかえる可能性はありますよという意味で望ましくないなと。やはりしかるべきところに読みに行くアプリケーションにしないとという問題が。ただ、民間側に、これを将来金融機関で本人確認するときに見られるようにするんだという話とかいろいろあるので、難しいのかなというのがあるんです。

【望月企画官】 書き込むのは権限を市町村に限定しておりますので、市町村の転出転入の際に市町村の権限で書き込むと。ただ、見るほうです。閲覧のほうは、元々券面に書かれていて人目に触れるデータについて、これはチェックできないと意味がありませんので、いろいろなところで見られるようにしていくという方向性を考えたいという意味において……。

【松尾委員】 それは通常に動くということが前提ですよな。

【望月企画官】　　そうです。

【松尾委員】　　市町村に書き込み装置があるという意味は、その装置さえあればどなたでも書き込みができる、変更ができるということですよ。

【望月企画官】　　今の住基カードの書き込みと同じ考え方になりますが、ネットワークから接続された場合に端末認証ができないということを前提に……。

【松尾委員】　　あまり細かくセキュリティーのガードをきつくして使い勝手を悪くしなさいという意味はないんですけど、プラスにはなっているんですけど、セキュリティーの基本的な考え方からいくと、やはり弱点を自分でつくっていますよということを申し上げているわけです。

【安田座長】　　その辺はよく考えていただかないといけないよね。松尾先生のおっしゃるとりに行くという方式はいいように見えて、実はネットがちゃんとしていないとりに行けなくなってしまってアウトになってしまうんですよ。これはまた難しい問題。いろいろなことがあるので、それはよく考えていただいて。ただ、住基番号を書き込むという考え方、住基カードは住基番号が書いてあるんだという考え方は、まずオーケーだとして、社会保障番号とはまずは結びつけないようにしていかないと、あれを議論するともう一回ゼロに戻ってしまうといけないから。

【大山委員】　　そうなんだよね。

【安田座長】　　だから一つはまず成立させようということを考えないとまずいんじゃないですか。

【江畑市町村課長】　　一つはさっき言いましたように偽造対策で、券面の情報のみをチップの中を書くということで、チップの中と券面と一致しているかどうかというのを確認のためですから、券面の情報が中に入っている、それ以外の情報が入っているわけではないという前提ではあるんです。

【大山委員】　　そこはだから、注意が必要で……。

【安田座長】　　それはまた個別におっしゃってください。いろいろとその辺は詳しいですからね。

じゃ、きょうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

岡本さん、何か一言ありますか。

【岡本自治行政局長】　　いえ。

【安田座長】　　いいですか。

どうもお忙しいところをありがとうございました。終了させていただきます。

【江畑市町村課長】 次回は、また委員長とご相談させていただきまして、日程調整をさせていただきます。

きょうの議事の概要につきましては、きょう6時を目途に、記者クラブでブリーフィングを私のほうがさせていただきます。

きょうはどうもありがとうございました。